福島市立地適正化計画に伴う届出

＜医療・文化・商業・行政・教育施設の休廃止を計画しているみなさまへ＞

- 福島市では、平成３０年度に、都市再生特別措置法に基づく、福島市立地適正化計画（以下、「本計画」という。）を策定し公表しました。※平成３０年度全体計画策定、令和６年度一部改定
- 都市再生特別措置法の一部改正（平成 30 年７月 15 日施行）により、計画内に記載した都市機能誘導施設（④参照）の既存建物・設備の有効活用など機能維持に向けて手を打てる機会を確保するため、本計画で定められた**都市機能区域内において、誘導施設（一定規模以上）の休廃止を行う場合、**都市再生特別措置法に基づき**届出が義務づけ**られました。

① 届出の対象となる区域：都市機能区域内

② 届出の対象となる行為

- 誘導施設を休止又は廃止しようとする場合

③ 届出の時期

- 誘導施設を休止又は廃止しようとする日の３０日前までに届出

④ 届出の対象となる施設（誘導施設）

分類	届出の対象となる施設	規模等
医療施設	医療法第４条に定める地域医療支援病院	延床面積 10,000 ㎡以上、かつ、ベッド数 200 床以上
文化施設	図書館法第２条第１項に定める図書館 博物館法第２条第１項に定める美術館 地方自治法第２４４条に定める公の施設	延床面積 6,000 ㎡以上
商業施設	福島県商業まちづくりの推進に関する条例第２条の７に定める小売商業施設	売場面積 6,000 ㎡以上
行政施設	地方自治法第４条第１項に定める施設	延床面積 6,000 ㎡以上
教育施設	学校教育法第１条に定める学校のうち、同法第８３条に定める大学、同法１０８条に定める短期大学、同法第１２４条に定める専修学校、同法第５０条に定める高等学校、同法第４５条に定める中学校（公立を除く）、ならびに同法第２９条に定める小学校（公立を除く）	延床面積 6,000 ㎡以上

⑤ 助言又は勧告について

届出に係る誘導施設の休止又は廃止が都市機能区域内における新たな誘導施設の立地又は立地の誘導を図るため、当該休止し、または廃止しようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該建築物の存置その他の必要な助言又は勧告を行うことができることとなっています。

〈助言の例〉	休止又は廃止しようとする施設への入居候補者の紹介
〈勧告の例〉	新たな誘導施設の入居先として活用するため、建築物の取り壊しの中止を要請

届出に必要な書類

都市機能区域内で誘導施設を休止又は廃止しようとする場合

届出は、定められた**届出書（様式）に必要事項（行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日、行為の完了予定日）を記入**のうえ、**担当窓口に提出**してください。

■届出書（都市再生特別措置法施行規則第５５条の２関係）

- **様式第２１**

■添付書類

- 原則不要です（※必要に応じて位置図等の提出をお願いする場合があります）。

【都市機能区域】

【凡例】

- 都市機能区域
- 居住推奨区域

届出に必要な書類の提出先（担当窓口）

福島市　都市政策部　都市計画課　　電話　024-525-3761